

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2021年7月29日～2021年8月4日)

令和3年(2021年)8月6日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
<p>政治</p> <p>ビエシュチャディ山地のブナ林が世界遺産新規登録決定 政府要職に就く者の報酬額の変更に関する大統領令の施行 ワルシャワ蜂起77周年記念式典の開催 ザモンチ市保健所及びワクチン接種場の放火被害にかかる保健大臣の発言内容 第三国へ亡命を希望したベラルーシ五輪陸上選手のポーランド入国 アンナ・コルネツカ開発・労働・技術省次官の解任 欧州人権裁判所(ECHR)判決に関する憲法法廷への審査請求 米・ポーランド空軍の二国間演習開始 米上院議員によるラジオ及びテレビ放送に関する法律の改正に関する共同声明の発出</p>								お願い3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。問合せ先大使館領事部 電話22 696 5005 FAX 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
<p>治安等</p> <p>中国情報機関協力者の再逮捕 ドゥダ大統領、IDカードにかかる改正法案に署名 ワクチン接種に反対する動き 警察官の指示を無視して運転を続けた人物の逮捕事案 ポーランドに対するサイバー攻撃が増加との指摘</p>								
<p>経済</p> <p>欧州復興基金の拠出に関する見通し 「Polish Deal」による企業の負担に関する議論 2020年の貿易収支 7月の購買担当者景気指数(PMI) 国がポーランド電気自動車メーカーへ融資 パンデミック後、IT技術者の確保が困難に 欧州委員会、ポーランド気候変動対策に720億ユーロ援助の可能性を示唆 Fit for 55に関するポーランド電力会社の見解 革新的エネルギープロジェクトに対する支援</p>								
<p>大使館からのお知らせ</p> <p>長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 特例郵便等投票について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事</p>								
<p>在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp</p>								

政 治

内 政

ビエシュチャディ山地のブナ林が世界遺産新規登録決定【7月29日】

7月29日、第44回ユネスコ世界遺産委員会において、ポーランドのビエシュチャディ山地のブナ林が「カルパティア山脈とヨーロッパ各地の古代及び原生ブナ林」の構成資産として世界自然遺産に登録された。同世界遺産は2007年にウクライナとスロバキアのブナ林を構成資産として登録されたものであるが、その後拡大登録を繰り返し、今般、ポーランドのブナ林が登録対象に追加された形となった。

政府要職に就く者の報酬額の変更に関する大統領令の施行【7月30日】

7月30日、国家の要職に就く者の報酬額の変更に関する大統領令がドゥダ大統領によって署名され、官報に掲載された。これによって、8月1日から下院議長、上院議長、首相、大臣、副大臣、次官といった国会や政府等で重要なポストを占める者の給与額が引き上げられることになった。国会議員の報酬額は次官級の給与額に基づいて決定されるため、間接的に国会議員も賃上げの対象となる。例えば、両院議長、首相及び国会議員の報酬額は、それぞれ75%、45%及び60%増となる。

ヤン・グラビェツ下院議員（「市民プラットフォーム」(PO)）は同大統領令について、増税が行われようとしている時に報酬額を引き上げることは全く不公正で受け入れられない、と批判した。また、マウゴジャタ・トラチ下院議員（「緑の党」）は、（給与の増額は）法律によって決められるべきことだ、と述べた。

ワルシャワ蜂起77周年記念式典の開催【8月1日】

8月1日、ワルシャワ蜂起77周年を迎え、国内各地で記念式典が開催された。蜂起が開始された午後5時にサイレンが鳴らされ、ドゥダ大統領、モラヴィエツキ首相、ヴィテク下院議長、グロツキ上院議長、チヤスコフスキ・ワルシャワ市長等の政府や国会、地方自治体の要人や退役軍人らがポヴォンスキ軍人墓地内の記念碑前で蜂起参加者を追悼した。同追悼式典には、独キリスト教民主同盟（CDU）のラシェット党首も出席した。同党首は、ドゥダ大統領、モラヴィエツキ首相、チヤスコフスキ市長とそれぞれ会談し、二国間関係やEUのエネルギー政策等につ

いて議論した。

ザモシチ市保健所及びワクチン接種場の放火被害にかかる保健大臣の発言内容【8月2日】

8月2日、ニエジェルスキ保健大臣は、ポーランド東部のザモシチ市（Zamosc）の保健所及びワクチン接種場に対する放火事件について言及し、同事件はワクチン接種場のスタッフやワクチンを接種した者だけでなく国家に対するテロ行為でもある、と非難した。また、同大臣は、ワクチン接種プロセスに関わるスタッフを国家公務員として扱うことで法的保護を拡充するとともに、スタッフに対する加害行為に対して現在よりも厳しい罰を科す意向を示し、翌日の閣議で議題とする旨述べた。

第三国へ亡命を希望したベラルーシ五輪陸上選手のポーランド入国【8月4日】

8月4日、第三国へ亡命を希望していたチマノウスカヤ・ベラルーシ五輪陸上選手が、日本を出発し、オーストリア経由でポーランドに到着した。同選手は、東京オリンピック開催中に競技のあり方に関する自らの意見表明を行ったことにより、ベラルーシ当局からの圧力で本人の意思に反した帰国を迫られたとされている。モラヴィエツキ首相は、同選手の安全を確保し、キャリアを継続する可能性も保証する、と述べたほか、ポーランドは再びベラルーシで迫害の犠牲となっている人々へ連帯と支援の意を示すこととなったと強調した。

アンナ・コルネツカ開発・労働・技術省次官の解任【8月4日】

4日、アンナ・コルネツカ開発・労働・技術省次官（連立与党「合意」所属）がモラヴィエツキ首相によって解任された。ミュレル報道官は、新たな社会経済プログラム「Polish Deal」の主要プロジェクトの実現に向けた作業ペースが満足のいくものではないことが解任の理由である、と述べた。コルネツカ氏は「Polish Deal」の実施に伴う税制改革に対し、批判的な態度を示していた。ゴヴィン副首相兼開発・労働・技術大臣は、コルネツカ氏の解任について協議を受けておらず、連立与党間の合意に反する、と述べた。

外交・安全保障

欧州人権裁判所（ECHR）判決に関する憲法廷への審査請求【7月29日】

7月29日、ジョブロ法相は、欧州人権裁判所（ECHR）が、ポーランドの憲法廷が独立かつ公正な裁

判所かどうかを判断するに当たって同法廷判事の選出方法の合法性について審査したことは違憲であるとして、憲法廷に対して違憲審査請求を行った。

本年5月7日、ECHRは、2015年に任命された3

名の裁判官を含むポーランドの憲法法廷の構成は、欧州人権条約第6条によって保障された公平な裁判を受ける権利を侵害すると判示していた。同条には、「全ての者は、その民事上の権利義務の決定または刑事上の罪の決定のため、法律で設置された、独立の、かつ、公平な裁判所による合理的な期間内の公正な公開審理を受ける権利を有する」旨記載されている。

米・ポーランド空軍の二国間演習開始【8月2日】

8月2日、米空軍及びポーランド空軍による定期的な二国間演習「Aviation Detachment Rotation」がワスク(Łask)の第32戦術航空基地で開始された。同演習は、F-16戦闘機を使用して両軍の相互運用性を向上させるとともに即応性を維持し同盟をより強固なものにするため実施される。演習に先立って7月30日、米空軍第480戦闘飛行隊のF-16戦闘機がドイツのスパンダーレム航空基地からワスクに

展開していた。

米上院議員によるラジオ及びテレビ放送に関する法律の改正に関する共同声明の発出【8月4日】

8月4日、超党派の米上院議員グループが、現在ポーランド議会で審議中のラジオ及びテレビ放送に関する法律の改正法案について反対を表明する共同声明を発出した。同声明において上院議員らは、同法改正が米・ポーランド間の防衛、ビジネス、貿易関係に否定的な影響を与える可能性があるかと警告した。また、同法改正がポーランドのメディアの自由を制限し、「民主主義の侵食」に繋がる懸念を表明した。

同法改正を巡っては、9月に失効する米国資本の民間放送局TVNの放送免許の延長が認められない可能性があることから、政府に批判的な報道傾向のあるTVNを狙い撃ちにしたものであると批判されている。

治 安 等

中国情報機関協力者の再逮捕【7月30日】

7月30日、当地の情報機関を統轄する特務機関調整担当大臣付のジャリン報道官は、中国のために情報活動を行った罪に問われている中国人ウェイジン・W(元華為技術(ファーウェイ)職員)を公安庁(ABW)が再逮捕したと発表した。本年6月2日、ワルシャワ地方裁判所は、同人に対する拘留を解く決定を下したが、ワルシャワ地方検察庁は、同裁判所の決定を不服として控訴していた。同人は、2019年1月8日、元ABW職員のピョートル・Dとともに、中国情報機関に協力していたとしてABWに逮捕されていた。

ドゥダ大統領、IDカードにかかる改正法案に署名【7月30日】

7月30日、ドゥダ大統領は、IDカードに関する修正法案に署名した。これにより、今後ポーランド国内で発行されるIDカードには、指紋情報及び手書きの署名が含まれることになる。また、これと関連して、7月27日以降、オンラインでのIDカードの申請は行うことができなくなったとしており、今後は原則として役所でのみIDカードの申請が受け付けられることになる。なお、現在保有しているIDカードについては、その有効期限が満了するまでは引き続き利用可能である。

ワクチン接種に反対する動き【7月31日～8月2日】

7月31日、ワクチン接種に反対する集団が、当地北部グディニヤ(Gdynia)のワクチン接種ポイントとして利用される車両を取り囲み、「人殺し」、「メンゲレ医師の子供」(メンゲレ医師とは、ナチス親衛隊に所属していたヨーゼフ・メンゲレ医師。第二次世界大戦中、アウシュヴィッツ・ビルケナウ強制収容所に勤務

し、同収容所の囚人に対して人体実験を行ったことで知られる人物)と叫ぶなどした。

8月1日、別の集団が、当地西部ポズナンに所在する産婦人科で行われた、妊婦を対象とした新型コロナワクチン接種キャンペーンの最中、横断幕を持って叫んだ上、同産婦人科敷地内に侵入した。

同日夜中、何者かが当地南東部ザモシチ(Zamosc)のワクチン接種ポイントを放火する事案も発生した。

こうした事案を受けて、同2日、モラヴィエツキ首相は、ワクチン接種ポイントを襲撃する者に対して厳格な措置を執っていく旨を明らかにした。また、ニエジェルスキ保健大臣は、ザモシチでの放火事案について、国家に対するテロ行為であると述べたほか、国家警察本部のシムチック長官は、こうした事案に対処するタスクフォースを準備していると指摘した。

警察官の指示を無視して運転を続けた人物の逮捕事案【7月31日】

7月31日、自動二輪車を運転していた男性が、警察の停車指示を無視して走り続けたため、逮捕された。ポーランドでは、2019年7月1日以降、飲酒運転や速度超過にかかる過料が引き上げられたほか、警察官の停車指示に従わない場合は、最大5年間の懲役刑や最大15年間の運転禁止が科せられることとなっている。

ポーランドに対するサイバー攻撃が増加との指摘【8月3日】

シスコシステムズが発表した最新の報告書によると、ポーランドの平均的な企業や研究機関は、1週間当たり約500件のサイバー攻撃を受けているとの

ことである。専門家によると、サイバー攻撃にかかる状況は悪化しているという。ジェチポスポリタ紙は、本年上半期に報告された米国企業に対する1週間

当たりのサイバー攻撃は約443件であったとして、ポーランド企業は米国企業よりも危険にさらされていると指摘した。

経 済

経済政策

欧州復興基金の拠出に関する見通し【8月3日】

ポーランドの国家復興計画については、現在欧州委員会による精査が行われているが、同作業にはもう暫く時間を要する見込みである。ブダ基金・地域政策副大臣は、ポーランドは欧州復興基金から今年末までに拠出を得ることを期待していると述べた。同副大臣は、国家復興計画に関する欧州委員会からの正式な意見及び承認を待っているところであり、引き続き2014～2020年の多年度財政枠組(MFF)の下で投資を継続するが、2021～2027年のMFFの下での最初の事業選定を2022年第1四半期に実施することを見込んで発言した。

企業は約140億ズロチを確保することが出来るとの見通しを示している。PKO BP の試算によると、最大の受益者の一つは年金受給者で、年間約103億ズロチが手元に残る見込みである。従業員に関しては、約832万人は総額116億ズロチ(一人当たり年間約1,400ズロチ)が追加で手元に残るが、約140万人の人々は総額13億ズロチの負担増となる。また、最も負担が大きいのが企業と見られ、同試算によると、約50万社は総額13億ズロチ(一社当たり年間約2,400ズロチ)を獲得する一方で、約760万社は総額64億ズロチ(一社当たり年間約8,400ズロチ)の負担増になり、ビジネス部門の純損失は約52億ズロチになると見積もられている。ビジネス団体は、モラヴィエツキ首相と面会した際に、本件改革に反対の声を挙げた。

「Polish Deal」による企業の負担に関する議論【8月4日】

財務省は、新たな社会経済プログラム「Polish Deal」に関し、税制改革等により従業員、年金受給者、

マクロ経済動向・統計

2020年の貿易収支【7月30日】

中央統計局(GUS)によれば、2020年の貿易収支は、輸出2,399億ユーロ(対前年比0.7%増)、輸入2,294億ユーロ(対前年比3.2%減)で、105億ユーロの貿易黒字となった。このうち、EUとの貿易が輸出の74.1%、輸入の55.4%を占めた。

IHS Markit によると、7月の購買担当者景気指数(PMI)は、57.6ポイントと前月の59.4ポイントとから低下したものの、過去2番目に高い数値を示しており、好調を維持した。生産高、新規受注、雇用の伸びは、6月と比較すると若干緩やかとなったものの、依然として強い伸びを見せた。堅調な家計消費及び企業投資の回復に下支えされ、引き続き製造業の需要は好調を維持している。

7月の購買担当者景気指数(PMI)【8月2日】

ポーランド産業動向

国がポーランド電気自動車メーカーへ融資【7月29日】

財務省は、ポーランド電気自動車メーカー(ElectroMobility Poland(EMP))が新たに発行する2億5,000万ズロチの株式を引き継ぐことに合意した。新株はEMPの78%を占めると推定されており、これまでの株主(PGE、Tauron、Enea、Energa)は、それぞれ5%の株式を所有することとなる。当該資金は、技術提供者との協力、エンジニアリング作業の継続、及び工場建設(30億ズロチ)の準備に充てられる。電気自動車(Izera)製造計画全体の費用は50億ズロチと見積もられている。

パンデミック後、IT 技術者の確保が困難に【8月3日】

当地雇用コンサルタント会社のレポートによると、パンデミック後、IT専門家の確保が困難になっているという。当初、IT専門家は常に最も求められている人材の一つだったが、新型コロナウイルス感染症の流行により、一時中断していたプロジェクトを企業が再開するにあたり、その評価は更に高まっていることが明らかとなった。ポーランドの人材不足は、同社の15年の調査結果の中で最も深刻なものとなっている。ポーランドでは、約81%の企業が適した人材の確保に問題を抱えている。資格取得者のトップ3は、物流・生産・機械操作、IT専門家となっている。

エネルギー・環境

欧州委員会、ポーランド気候変動対策に720億ユーロ援助の可能性を示唆【8月2日】

フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長は、当地紙に対し、ポーランドが Fit for 55 パッケージに含まれる社会気候基金から720億ユーロの援助を受けられる可能性が高いと述べた。また、ポーランドが期待できる援助はそれだけではないと指摘した。同委員長は、Fit for 55 パッケージの導入を受けて、欧州グリーンディールに対する抗議行動を避けるため、社会気候基金を立ち上げることを計画したと語った。同基金は、低所得の家庭及び小規模企業の電気代の補助、市民によるゼロエミッション暖房システムの導入、クリーンな自動車の購入を支援することなどを目的としている。

Fit for 55 に関するポーランド電力会社の見解【8月4日】

ポーランド国営電力会社(PGE)社長は、EUが発表した Fit for 55 パッケージが、ポーランドの高効率コージェネレーションを基本とした暖房システム部門

に与える影響を懸念していると述べた上で、2035年に効果的な暖房システムの基準から高効率コージェネレーションを除外することを意図した規制案に不安を感じていると指摘した。同社長は、再生可能エネルギーへの切り替えが望ましいが、水素市場が未発達であること、代替エネルギー燃料のインフラが整備されていないこと、バイオマスへのアクセスが制限されていることなどから、移行燃料としてガスに代わるものを見つけるのは困難であると付け加えた。

革新的エネルギープロジェクトに対する支援【8月4日】

ポーランド国立研究開発センター(NCBR)は、研究機関と企業のコンソーシアムを対象として、革新的なエネルギー技術の開発に関する補助事業を実施する(総額3億8,000万ズロチ)。風力エネルギー(1億2,600万ズロチ)、水素技術(1億4,100万ズロチ)、エネルギー貯蔵(1億1,100万ズロチ)などの分野が対象となる。コンソーシアムは、フィージビリティ・スタディ、基礎研究、商用化研究、実証実験などに予算を使用できる。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われなかった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機

関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なもの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。

●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。

●セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。

●二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公

共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取ることとなっています。幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月27日から、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなっています。また、同3月20日からポーランド全域において商業施設やショッピング・モールなどが閉鎖されるなど、防疫措置が再び強化されました。5月1日から段階的に制限措置が解除されており、商業施設やショッピング・モールが再開されたほか、野外におけるマスク着用義務が解除されました。また、5月14日からは飲食店や文化施設などの営業が条件付で再開されます。ポーランド政府は引き続き制限措置を段階的に緩和していく旨発表していますが、今後の感染症状次第で変更もあり得るとも言及していますので、引き続きご留意ください。国家警察本部がマスク着用義務を履行しない者に対する取締りを厳しく行うと発表していますので、御注意ください。

ポーランド入国に際しては、新型コロナワクチンの接種証明の提示や「旅行者位置カード」への提出などが求められるところ、詳細な情報についてはポーランド外務省や国境警備隊をご確認いただくほか、当館HPにおいても仮訳を掲載しております。ただし、日本国政府は、ポーランドに対する感染症危険情報レベル3（渡航中止勧告）を発出しておりますので、ご留意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール：cons@wr.mofa.go.jp

電話番号：22-696-5005（受付時間：月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00）

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構（以下「機構」という。）へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者（提出期限が令和2年2月末日以降である者）については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル：（81）3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

特例郵便等投票について

今次第204回通常国会において、「特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律」が成立し、6月18日に公布(同法律施行令及び同法律施行規則も同日公布)されました。これにより、新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしており、かつ、一定の要件に該当する方は、令和3年6月23日以後、その期日を公示又は告示される選挙から「特例郵便等投票」が可能になりました。在外選挙人名簿に登録されている方につきましても、帰国中に新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等を行い、かつ、一定の要件に該当する場合は、「特例郵便等投票」の対象になります(ただし、衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限ります)。詳細につきましては、下記リンク先をご参照ください

外務省HP: https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ov/page23_003459.html

総務省HP: https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/tokurei_yuubin.html

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

7月5日(月)から、広報文化センターへの入館を再開しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-73 00、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】展覧会「アイヌの世界 プロニスワフ・ピウスツキから萱野茂にかけて」【3月12日～8月29日】

ワルシャワのアジア太平洋博物館にて、展覧会「アイヌの世界 プロニスワフ・ピウスツキから萱野茂にかけて」が開催されます。アイヌ文化及びプロニスワフ・ピウスツキ、萱野茂の研究を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Azji i Pacyfiku im. Andrzeja Wawrzyniaka, Solec 24, 00-403 Warszawa

詳細: <https://www.muzeumazji.pl/en/temporary-exhibition/the-world-of-the-ainu-from-bronislaw-pilsudski-to-shigeru-kayano/>

【予定】日本文化フェスティバル「桜が咲いている」のフィナーレ・コンサート【8月8日(日)16時】

シチャフノ・ズドロイ市にて、財団「ヴィア・サルティス」による、日本文化フェスティバル「桜が咲いている」の日本音楽のピアノコンサートが開催されます。参加費は無料です。

開催場所: シチャフノ・ズドロイ市、劇場「Teatr Zdrojowy」、T. Kościuszki 19, 58-310 Szczawno-Zdrój

詳細: <http://www.teatr-zdrojowy.pl/>

【予定】アニマツリ2021【8月13日(金)～15日(日)】

ワルシャワにて、日本の大衆文化愛好家協会「アニマツリ」主催による日本文化紹介イベント『アニマツリ2021』が開催されます。日本文化及び日本のポップカルチャーに関する様々なワークショップ、講演会やコスプレ・コンクール等が予定されています。

開催場所: ワルシャワ市、「Nowe Horyzonty」財団カンファレンス&トレーニングセンター、Bobrowiecka 9

詳細: <https://festiwal.animatsuri.pl/>

【予定】日本の浮世絵展「北斎 旅をしながら・・・」【8月13日(金)～12月5日(日)】

クラクフ国立博物館にて、日本の浮世絵展「北斎 旅をしながら・・・」が開催されます。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Narodowe w Krakowie, al. 3 Maja 1, 30-062 Kraków

詳細: <https://mnk.pl/wystawy/hokusai-wedrujac>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsmail@wr.mofa.go.jp)